

再被害防止要領（例規甲）

平成 13 年 9 月 21 日
兵警刑企例規甲第 22 号

再被害防止要領を下記のように定め、平成13年10月1日から実施する。

なお、再被害防止措置要領（平成10年兵警刑企例規第21号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 再被害防止対象者

再被害防止対象者とは、被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、検挙した事件を主管する部の長（以下「主管部長」という。）が指定する者をいう。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定の上申

警察署長又は警察本部の捜査を担当する課の長（以下これらを「警察署長等」という。）は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、再被害防止対象者指定上申書（様式第1号）により検挙した事件を主管する部の庶務担当課の長（以下「庶務担当課長」という。）を経由して、主管部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

また、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合は、当該相談等に関係する警察署長等は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、庶務担当課長を経由して、主管部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

(2) 指定

主管部長は、指定の上申があった被害者等が、前記第2に規定する再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

2 再被害防止措置実施警察署の指定

主管部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者

の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。

3 再被害防止担当官の指名

- (1) 再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）は、原則として検挙した事件を主管する警察署の課の長を再被害防止担当官に指名するものとする。
- (2) 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官に異動があったときは、新たに指名を行い、組織的・継続的な再被害防止措置の実施に努めるものとする。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

(1) 庶務担当課長

庶務担当課長は、刑事部長が別に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置実施警察署長に対し、再被害防止措置の実施について指導・助言するものとする。

(2) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携の上、第4の2に規定する措置事項の実施に当たるものとする。

(3) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

(4) 被害者支援担当課長

被害者支援担当課長（警務部警務課長）は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、庶務担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、庶務担当課長に対し、再被害防止要領の運用及び被害者支援に関連する事項について助言・協力するものとする。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。

なお、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合は、刑事部長が別に定めるところにより、関連情報を教示するものとする。

(3) 加害者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合は、厳正に対処するものとする。

第5 指定の解除等

1 指定の解除

再被害防止対象者の指定期間として、指定の日から1年間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。ただし、加害者の未決勾留期間及び自由刑の執行期間は算入しないものとする。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは、指定期間延長・期間内解除上申書（様式第2号）により、期間を定めて指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定期間延長・期間内解除上申書により、指定の解除を上申するものとする。

3 指定期間の延長等の決定

主管部長は、再被害防止措置実施警察署長から前記2の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

第6 関連情報の秘密の厳守

警察職員は、関連情報を適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第7 都道府県警察間の連携

再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止措置実施警察署長は、庶務担当課長を経由して、当該都道府県警察の対応する庶務担当課長を通じ、当該警察署長に協力を依頼するものとする。

なお、県下の警察署が協力依頼を受けた場合は、誠実にこれに当たるものとする。

第8 刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、刑事部長が別に定めるところにより、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び受刑者を収容する少年院をいう。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

なお、庶務担当課長は、加害者の釈放等に関する情報については、加害者釈放等通

知書（様式第3号）により、再被害防止措置実施警察署長に通知するものとする。

第9 再被害防止対象者が保護対象者の場合の特例

再被害防止対象者が暴力団総合対策推進要綱（平成8年兵庫県警察本部訓令第2号）（以下「要綱」という。）第54条に規定する保護対象者に該当するときは、第4の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、要綱に基づく保護対策を実施すること。

第10 再被害防止要領の準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合は、再被害防止要領を準用するものとする。